

## 非常変災時における対応方針

岐阜県高等学校体育連盟  
令和6年2月13日制定

- 1 各専門部は、テレビ・ラジオ・防災関係ホームページ等を活用するとともに、関係機関と連絡を密にし、暴風、大雨、洪水等に関する気象、地震、火山噴火等の自然災害、その他の状況の把握に努め、非常変災時における生徒及び来場者の安全確保を期するものとする。
- 2 非常変災時における岐阜県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）主催大会の延期または中止の決定、生徒及び来場者の安全確保については、次のとおりとする。
  - (1) 専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、競技の特性や会場の地理的条件などを考慮して、大会開催の可否を判断し、各学校の顧問に対して速やかに情報を伝達する。各学校の顧問は、把握した情報を確実に保護者へ伝達する。なお、連絡方法は事前に確保しておくこと。
  - (2) 専門委員長は、県内広域に大規模な災害の発生が予想される場合は、専門部長や大会関係者と協議し、大会の延期または中止を決定すること。  
また、大会が延期または中止になった場合の対処として、大会予備日等を事前に協議・設定しておくことが望ましい。
  - (3) 専門委員長は、大会の開催、延期または中止等について変更が生じた場合は、高体連事務局に必ず報告すること。

### 【気象警報発表の場合】

気象警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪

#### ○大会開始前

- ア 午前6時までに本県に発表されていた警報が解除された場合は、予定どおり大会を開催することができる。
- イ 午前6時から午前9時までに本県に発表されていた警報が解除された場合は、解除後3時間が経過した時刻を目途に大会を開催することができる。
- ウ 午前9時以降も本県に警報が発表されている場合は、大会を延期または中止すること。ただし、警報発表地域が大会開催地域を除く一部の地域であり、且つ警報発表地域に当日出場予定のチーム・個人がいない場合は、この限りではない。

#### ○大会開催中

大会開催地域に警報が発表された場合は、直ちに大会を中断し、情報収集を十分に行い、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、生徒及び来場者の動向を判断すること。

#### ○大会終了後

- ア 生徒の帰宅については、大会開催地域に発表されていた警報の解除後を原則とする。その際、公共交通機関の運行、会場地周辺、帰宅経路、生徒の居住地域や在籍校地域等の安全を大会関係者において確認した後、帰宅させることができる。ただし、保護者の責任において帰宅する場合はこの限りではない。

イ 引率教諭は、生徒の自宅への帰宅確認を確実に行うこと。

ウ 専門委員長は、来場者に対して必要な情報を伝達し、安全に配慮した上で帰宅させることができる。

### 【特別警報発表の場合】

特別警報：大雨、暴風、暴風雪、大雪、噴火警報、緊急地震速報

#### ○大会開始前

大会前日の時点で、本県に特別警報が発表されている場合は、大会を延期または中止すること。

#### ○大会開催中

大会開催地域に特別警報が発表された場合は、直ちに大会を中止し、災害等の情報収集を十分に行い、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、会場待機、避難所への誘導等、生徒及び来場者の安全を確保するため最善の対策を迅速に行うこと。

#### ○大会終了後

ア 生徒の帰宅については、特別警報解除後を原則とする。その際、公共交通機関の運行、会場周辺、帰宅経路、生徒の居住地域や在籍校地域等の安全を大会関係者において確認した後、帰宅させることができる。ただし、保護者の責任において帰宅する場合はこの限りではない。

イ 引率教諭は、生徒の自宅への帰宅確認を確実に行うこと。

ウ 専門委員長は、来場者に対して必要な情報を伝達し、安全に配慮した上で帰宅させることができる。

### 【震度5弱以上の地震発生の場合】

#### ○大会開始前

本県に、震度5弱以上の地震が発生し、大会開始前までに大会開催地、生徒の居住地、大会開催地までの移動地域の安全が確認されない場合は、大会を延期または中止すること。

#### ○大会開催中

本県に震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに大会を中止し、災害等の情報収集を十分に行い、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、会場待機、避難所への誘導等、生徒及び来場者の安全を確保するため最善の対策を迅速に行うこと。

#### ○大会終了後

ア 生徒の帰宅については、保護者への引き渡しを原則とするが、公共交通機関の運行、会場周辺、帰宅経路、生徒の居住地域や在籍校地域等の安全を大会関係者において確認した後、生徒を帰宅させることができる。

イ 引率教諭は、生徒の自宅への帰宅確認を確実に行うこと。

ウ 専門委員長は、来場者に対して必要な情報を伝達し、安全に配慮した上で帰宅させることができる。

### 【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

南海トラフ地震臨時情報：南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報

#### ○大会開始前

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された場合は、大会を延期または中止すること。

#### ○大会開催中

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された時点で大会を直ちに中止し、安全確保を確実にを行うとともに、情報収集を十分に行い生徒や来場者に対して必要な情報を伝達すること。専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、会場待機、避難所への誘導等、生徒及び来場者の安全を確保するため最善の対策を迅速に行うこと。

#### ○大会終了後

ア 生徒の帰宅については、保護者への引き渡しを原則とするが、公共交通機関の運行、会場地周辺、帰宅経路、生徒の居住地域や在籍校地域等の安全を大会関係者において確認した後、生徒を帰宅させることができる。

イ 引率教諭は、生徒の自宅への帰宅確認を確実に行うこと。

ウ 専門委員長は、来場者に対して必要な情報を伝達し、安全に配慮した上で帰宅させることができる。